参議院常任委員会調査室 · 特別調査室

論題	ウクライナ情勢をめぐるグローバル・サウスの動向 -国連総会決議をめぐる各国の投票行動を中心に-
著者 / 所属	藤生 将治 / 第一特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	457 号
刊行日	2023-6-1
頁	48-70
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip pou_chousa/backnumber/20230601.html

- ※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。
- ※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

ウクライナ情勢をめぐるグローバル・サウスの動向

― 国連総会決議をめぐる各国の投票行動を中心に ―

藤生 将治 (第一特別調査室)

- 1. はじめに
- 2. ウクライナ情勢に関する国連総会決議の概要
 - (1) 「ウクライナに対する侵略」決議 (A/RES/ES-11/1、2022年3月2日)
 - (2) 「ウクライナに対する侵略がもたらす人道上の結果」決議 (A/RES/ES-11/2、2022年3月24日)
 - (3) 「人権理事会におけるロシア連邦の資格停止」決議(A/RES/ES-11/3、2022年4月7日)
 - (4) 「ウクライナの領土保全:国連憲章の諸原則擁護」決議(A/RES/ES-11/4、2022年10月12日)
 - (5) 「ウクライナに対する侵略への救済・賠償の推進」決議(A/RES/ES-11/5、2022年11月14日)
 - (6) 「ウクライナでの包括的、公正かつ永続的な平和の基礎となる国連憲章の諸原則」決議 (A/RES/ES-11/6、2023年2月23日)
- 3. 国連総会決議をめぐる各地域・国の投票行動
 - (1) 東アジア・南アジア
 - (2) 中央アジア
 - (3) 中東
 - (4) 太平洋島しょ国
 - (5) 中南米諸国
 - (6) アフリカ諸国
- 4. おわりに

1. はじめに

近年、特に日本国内の報道では2022年以降、国際関係におけるキーワードとして、「グローバル・サウス¹」についての言及が多くなされ、注目を集めている。そうした中、2023

[「]政府資料や論文、報道などにおける表記では、「グローバル・サウス」とするものと「グローバルサウス」と するものが混在しているが、本稿では、引用元が「グローバルサウス」としている場合も含め、全て「グロー バル・サウス」との表記に統一して記述する。

年1月23日の第211回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説では、外交・安全保障に関して「世界が直面する諸課題に、国際社会全体が協力して対応していくためにも、G7が結束し、いわゆるグローバル・サウスに対する関与を強化」していく方針が示され²、同年4月のG7長野県軽井沢外相会合では、グローバル・サウスへの関与強化の重要性を再確認し、中東、中央アジア、アフリカ、中南米における国々との協力を強化していくことで一致した³。

このような形で言及されている「グローバル・サウス」の定義について、政府は、政府としての明確な定義があるわけではなく、実際に様々な考え方があるものの、一般的には新興国・途上国を指すことが多いとしている⁴。ただし、岸田内閣総理大臣は、施政方針演説等でグローバル・サウスという用語を使用する際に、中国は含まれない旨述べている⁵。国連においても、特に2011年以降、徐々にグローバル・サウスへの言及がなされるようになり、2022年には90以上の会議においてグローバル・サウスへの言及がなされるなど、これまでになく注目が高まっている⁶。ただし、そこでの定義についても、必ずしも固まったものではなく、例えば、2018年に国連貿易開発会議(UNCTAD)が公表した報告書「国境を越えて道を切り開く:グローバル・サウス(Forging A Path Beyond Borders: The Global South」では、正にグローバル・サウスに焦点を当てて、その経済的な成長等の分析が行われているものの、グローバル・サウス自体の明確な定義はされておらず、ほぼ開発途上国と同義で捉えられている⁷。

また、2023年のG20議長国であるインドは、2022年末からグローバル・サウスを前面に出した外交を展開しており、2023年1月には、「グローバル・サウスの声サミット2023 (Voice of Global South Summit 2023)」をオンラインで開催した。同サミットでは、首脳級会合の2セッション (開会・閉会セッション) のほか、閣僚級会合の8セッションが開催され、各首脳級会合には10か国程度、各閣僚級会合には10~20か国程度が参加し、全体では計125か国(中南米29か国、アフリカ47か国、欧州7か国、アジア31か国、オセアニア11か国)が参加した8。インドは、欧米や中国、ロシアなどの大国間の対立によって引き起こされた諸問題の犠牲を被る側としてグローバル・サウスを描き出し、G20やG7といった大国政

² 首相官邸「第二百十一回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説」(2023年1月23日) 〈https://www.ka ntei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0123shiseihoshin.html〉(以下、URLの最終アクセス日は全て2023年5月2日)。

 $^{^3}$ 外務省「林外務大臣G7長野県軽井沢外相会合・議長国記者会見記録(2023年4月18日)」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/g7hs_s/page1_001614.html〉

⁴ 外務省「小野外務報道官会見記録(2023年1月25日)」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kai

⁵ 第211回国会参議院本会議録第 4 号16頁(2023. 1. 27)

⁶ 国連における会議記録を検索すると、2010年以前は年間数件の会議で言及があるかないかという状況であったが、2011年以降は年間で20~30件程度の会議で言及がされてきた。(United Nation Digital Library (国連デジタルライブラリー)による検索結果〈https://digitallibrary.un.org/search?ln=en&p=%22global%20 south%22&f=&rm=wrd&sf=&so=d&rg=100&c=Resource%20Type&c=UN%20Bodies&c=&of=hb&fti=1&fct__1=Meeting%20Records&fti=1〉)

⁷ UNCTAD, "Forging a Path Beyond Borders: The Global South," 28 November 2018. https://unctad.org/system/files/official-document/osg2018d1_en.pdf>

⁸ Ministry of External Affairs (インド外務省), "Voice of Global South Summit 2023 - January 12-1 3, 2023." 〈https://mea.gov.in/voice-of-global-summit.htm〉

治の場への橋渡しを担うことで、自らの国益を実現し、国際社会における自国のプレゼンスを高めることを目指していると見られており⁹、同サミットの参加国には中国のみならず、アルゼンチンやブラジル、インドネシア、メキシコ、サウジアラビア、南アフリカ、トルコといったG20に参加している新興国は含まれていない。

グローバル・サウスという観点から国際関係を論じる意義として、国際社会において圧倒的多数を占める新興国・途上国を視野に入れない、先進国・大国を中心とした見方は実態としてバランスを欠いたものにならざるを得ず、一定の限界があることから、それぞれの国益や地域の論理で動いている新興国・途上国の目線を踏まえて、世界を理解する必要性が指摘されている¹⁰。

こうした中、昨今の国際情勢に最も影響を及ぼしている、2022年2月以降のロシアによるウクライナ侵略への対応では、欧米や日本を中心とする西側諸国と、ロシアや中国との間の対立・分断に焦点が当てられる一方、グローバル・サウスの動向にも注目が集まっている。とりわけ、国連では、当事者であるロシアが常任理事国となっている安全保障理事会(安保理)が、いわゆる拒否権によって身動きが取れない状況において、193の加盟国全てで構成され、表決に際して各国が1票を持つ総会では、2022年2月から2023年4月までの間、六つのウクライナ情勢に関する総会決議が採択されており、そこで多数を占めるグローバル・サウスの動向が大きく注目されてきた。

そこで、本稿では、国連総会で採択された六つのウクライナ情勢に関する総会決議の概要を確認した上で、それらの決議をめぐる各地域・国の投票行動を整理、分析することを通じて、ウクライナ情勢をめぐるグローバル・サウスの動向を見ていく。

2. ウクライナ情勢に関する国連総会決議の概要

国連憲章上、国際の平和及び安全の維持について、主要な責任とそれに伴う権限は安保理が負っている(第24条)。しかし、その例外として、1950年11月に採択された総会決議「平和のための結集決議」では、常任理事国の全会一致の合意が得られないため安保理が行動を取れない場合、緊急特別総会を招集して問題を討議し勧告できるとしている¹¹。この決議を踏まえ、2022年2月27日、安保理は、安保理決議第2623号を採択し、ウクライナ問題に関する調査を緊急特別総会に要請することを決定し¹²、その後開催されてきた第11回緊急特別総会では、2023年4月末までに、六つのウクライナ情勢に関する決議を採択している(図表1)。

⁹ 溜和敏「インド『グローバル・サウス』外交の展開」『外交』Vol.78 (2023年3・4月) 51頁

¹⁰ 遠藤貢・中尾武彦・川島真「なぜいまグローバル・サウスを論じるのか」『外交』Vol.75 (2022年9・10月) 7頁

¹¹ 植木安弘『国際連合-その役割と機能』(日本評論社、2018年) 52~53頁

 $^{^{12}}$ S/RES/2623<https://digitallibrary.un.org/record/3958807/files/S_RES_2623_%282022%29-EN.pdf?ln=e n>

なお、緊急特別総会の招集については、常任理事国全ての同意を必要とする(拒否権の対象となる)非手続的事項ではなく、安保理の15理事国中 9 理事国の賛成によって決定される手続的事項とされており(国連憲章第27条)、同決議案は、賛成11・反対 1 (ロシア)・乗権 3 (中国、インド、アラブ首長国連邦)によって採択された。(S/PV. 8980 〈https://digitallibrary.un.org/record/3959142/files/S_PV. 8980-EN. pdf?ln =en〉)

図表 1 ウクライナ情勢に関する総会決議の一覧とその表決結果

採決日	決議名(文書記号)		賛成	反対	棄権	無投票 (Non-voting)	計
		加盟国全体	141 (73%)	5 (3%)	35 (18%)	12 (6%)	193
2022年3月2日	「ウクライナに対する侵略 決議(A/RES/ES-11/1)…	(アジア・太平洋諸国)	(35 (70%))	(1 (2%))	(11 (22%))	(3 (6%))	(50
2022年3月2日	ソクフィアに対する技術 J 大級 (A/RES/ES-11/1)	(中南米諸国)	(28 (85%))	(0 (0%))	(4 (12%))	(1 (3%))	(33
		(アフリカ諸国)	(28 (52%))	(1 (2%))	(17 (31%))	(8 (15%))	(54
		加盟国全体	140 (73%)	5 (3%)	38 (20%)	10 (5%)	193
****	[+ + - / 1 -+1++ + /2 2 2 2 1 2 1 2 1 2 2	(アジア・太平洋諸国)	(36 (72%))	(1 (2%))	(12 (24%))	(1 (2%))	(50
2022年3月24日	「ウクライナに対する侵略がもたらす人道上の結果」決議(A/RES/ES-11/2) 	(中南米諸国)	(27 (82%))	(0 (0%))	(4 (12%))	(2 (6%))	(33
	•	(アフリカ諸国)	(27 (50%))	(1 (2%))	(20 (37%))	(6 (11%))	(54
		加盟国全体	93 (48%)	24 (12%)	58 (30%)	18 (9%)	193
	[] ## TID + A	(アジア・太平洋諸国)	(14 (28%))	(8 (16%))	(24 (48%))	(4 (8%))	(50
2022年4月7日	「人権理事会におけるロシア連邦の資格停止」決議 (A/RES/ES-11/3)	(中南米諸国)	(19 (58%))	(3 (9%))	(10 (30%))	(1 (3%))	(33
	***	(アフリカ諸国)	(10 (19%))	(9 (17%))	(24 (44%))	(11 (20%))	(54
	「ウクライナの領土保全:国連憲章の諸原則擁護」決議(A/RES/ES-11/4)	加盟国全体	143 (74%)	5 (3%)	35 (18%)	10 (5%)	193
2022年10月12日		(アジア・太平洋諸国)	(36 (72%))	(1 (2%))	(11 (22%))	(2 (4%))	(50
2022年10月12日		(中南米諸国)	(27 (82%))	(1 (3%))	(3 (9%))	(2 (6%))	(33
		(アフリカ諸国)	(30 (56%))	(0 (0%))	(19 (35%))	(5 (9%))	(54
		加盟国全体	94 (49%)	14 (7%)	73 (38%)	12 (6%)	19
0000/511 [511]	「十十二 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(アジア・太平洋諸国)	(19 (38%))	(2 (4%))	(27 (54%))	(2 (4%))	(50
2022年11月14日	「ウクライナに対する侵略への教済・賠償の推進」決議 (A/RES/ES-11/5)	(中南米諸国)	(12 (36%))	(3 (9%))	(16 (48%))	(2 (6%))	(33
	•	(アフリカ諸国)	(15 (28%))	(5 (9%))	(27 (50%))	(7 (13%))	(54
		加盟国全体	141 (73%)	7 (4%)	32 (17%)	13 (7%)	193
	(4/250/50 44/4)	(アジア・太平洋諸国)	(35 (70%))	(1 (2%))	(12 (24%))	(2 (4%))	(50
2023年2月23日	「ウクライナでの包括的、公正かつ永続的な平和の基礎となる国連事章の諸原則」決議 (A/RES/ES-11/6)	(中南米諸国)	(26 (79%))	(1 (3%))	(3 (9%))	(3 (9%))	(33
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(アフリカ諸国)	(30 (56%))	(2 (4%))	(16 (30%))	(6 (11%))	(54
(参考) 2014年の	ロシアによるクリミア併合時の総会決議						
201/年2日27日	「ウクライナの領土保令」 油業 (A/PEC/cg/2c2)	加明国令体	100 (52%)	11 (6%)	59 (30%)	24 (12%)	10

2014年3月27日 「ウクライナの領土保全」決議 (A/RES/68/262) 加盟国全体 100 (52%) 11 (6%) 58 (30%) 24 (12%) 193

(出所) 国連デジタルライブラリー (United Nations Digital Library) https://digitallibrary.un.org/>から作成

総会における表決については、国連憲章第18条において、重要問題に関する決定は出席 しかつ投票する構成国の三分の二の多数によって行われること(第2項)、その他の問題に 関する決定は、三分の二の多数によって決定されるべき問題の新たな部類の決定を含めて、 出席しかつ投票する構成国の過半数によって行われることが定められている(第3項)。

これら六つの決議における表決のうち、2022年4月7日に採択された決議を除く五つの 決議における表決では、いずれも表決に先立って、出席しかつ投票する構成国の三分の二 の多数によって決定が行われることが、異議なしによって確認されている¹³。

「出席しかつ投票する構成国」の意味について、総会手続規則86¹⁴では、賛成票又は反対票を投じた構成国をいい、投票を棄権した構成国は、投票を行わなかったものとみなすとしていることから、結果として、いずれの決議も「出席しかつ投票する構成国」の三分の二を超える、8割弱~9割5分超の多数をもって採択されている。とりわけ、2022年4月7日及び2022年11月14日の二つの決議以外については、いずれも140以上の賛成によって採択されている。

¹³ A/ES-11/PV.5, p. 14. https://digitallibrary.un.org/record/3972208/files/A_ES-11_PV.9-EN.pdf?ln=en, A/ES-11/PV.14, p. 11. https://digitallibrary.un.org/record/4000366/files/A_ES-11_PV.14, A/ES-11/PV.15, p. 30. https://digitallibrary.un.org/record/4000720/files/A_ES-11_PV.15-EN.pdf?ln=en, A/ES-11/PV.19, p. 6. https://digitallibrary.un.org/record/4008527/files/A_ES-11_PV.19-EN.pdf?ln=en

¹⁴ 国連広報センター「総会手続規則」https://www.unic.or.jp/files/a_520_rev17.pdf

この数字が持つ意味に関して、吉川元国連大使(常駐代表)は、国連における多数決において、全加盟国193か国の半数を超え、かつ三桁の数字というシンボリックな数である100票、そして、国連憲章改正に際して必要な批准国数である全加盟国の三分の二である128票¹⁵という二つの数字を重要なボーダーとして示している。その上で、2022年3月2日の決議における賛成141票は、2014年のロシアによるクリミア併合時の総会決議の投票結果(賛成100票)と比べても、国連では大きな得票数であったと評価している¹⁶。

一方で、いずれの決議でも棄権や無投票に回る国が一定数あり、とりわけ、2022年4月7日及び2022年11月14日の二つの決議では、賛成は全加盟国の過半数には及ばず、棄権・無投票が占める割合は賛成のそれに迫る形となっている。

また、主に新興国・途上国によって構成される、国連での三つの地域グループ¹⁷ (アジア・太平洋諸国50か国¹⁸、中南米諸国33か国、アフリカ諸国54か国) ごとの投票行動を見ると、それぞれ傾向が異なっており、アフリカ諸国、次いでアジア・太平洋諸国における賛成の割合が加盟国全体と比べると総じて低いことが示されている。

そこで、以下では、各地域・国の投票行動を分析するに先立ち、投票結果に差が見られる各決議の内容を概観していく。

(1)「ウクライナに対する侵略」決議(A/RES/ES-11/1、2022年3月2日)

2022年3月2日に採択された「ウクライナに対する侵略 (Aggression against Ukraine)」 決議 (A/RES/ES-11/1) 19 (以下「決議①」という。) では、まず前文において、2月24日のロシアによるウクライナでの「特別軍事作戦」の宣言を非難 (Condemning) し (パラ10)、核戦力の即応態勢を高めるロシアの決定 20 を非難 (Condemning) している (パラ15)。

その上で、本文では、国連憲章第2条4項に違反したウクライナに対するロシアの侵略に最も強い言葉で遺憾の意を示す(Deplores in the strongest terms)とともに(第2項)、ロシアに対して、武力行使の即時停止(第3項)、即時・完全・無条件での撤退(第4項)、ウクライナにおけるドネツク及びルハンスクの特定地域の地位に関する決定 21 の即

¹⁵ 国連憲章の改正について、憲章第108条では、総会の構成国の三分の二の多数で採択され、かつ、安全保障理事会の全ての常任理事国を含む国際連合加盟国の三分の二によって各自の憲法上の手続に従って批准された時に、全ての国際連合加盟国に対して効力を生ずるとしている。

¹⁶ 吉川元偉「ロシアのウクライナ侵略への国際連合の対応」『国際法研究 第11号』(信山社、2023年) 11頁

¹⁷ United Nations, "Regional groups of Member States." https://www.un.org/dgacm/en/content/regional-groups

¹⁸ 国連における地域グループの分類では、アジア・太平洋諸国は日本・中国・韓国・北朝鮮・キプロス (EU 加盟国) を含めた55か国となっているが、本稿ではそれら5か国の投票行動は分析の対象としていないことから、それらを除く50か国としている。

¹⁹ A/RES/ES-11/1<https://digitallibrary.un.org/record/3965290/files/A_RES_ES-11_1-EN.pdf?ln=en>

^{20 2022}年2月27日、プーチン大統領はショイグ国防相及びゲラシモフ参謀総長に対して、ロシア軍の(核戦力を含む)抑止力部隊に高度警戒態勢を取らせるよう指示を出している。(Presidential Executive Office (ロシア大統領府), "Meeting with Sergei Shoigu and Valery Gerasimov," February 27, 2022. 〈http://www.en.kremlin.ru/events/president/news/67876〉)

²¹ 2022年2月21日、プーチン大統領は、「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令等の署名を行っている。(Presidential Executive Office, "Signing of documents recognising Donetsk and Lugansk People's Republics," February 21, 2022. 〈http://www.en.kremlin.ru/events/president/news/67829〉)

時・無条件での撤回(第6項)を要求している。また、ベラルーシに対しても、ウクライナに対する違法な武力行使への関与について遺憾の意を示したほか(第10項)、全ての当事者に対して、国際人道法上の義務の完全な遵守等を要求している(第12項)。

(2)「ウクライナに対する侵略がもたらす人道上の結果」決議(A/RES/ES-11/2、2022年 3月24日)

2022年3月24日に採択された「ウクライナに対する侵略がもたらす人道上の結果 (Humanitarian consequences of the aggression against Ukraine)」決議 (A/RES/ES-11/2) 22 (以下「決議②」という。)では、前文において、マリウポリのような人口密集都市に対する包囲・砲撃・空爆、ジャーナリストを含む民間人に対する攻撃や、学校その他の教育施設、水・衛生システム、医療施設等を含む民間施設に対する攻撃、地方公務員の誘拐、外交施設や文化施設に対する攻撃を含むロシアによるウクライナへの敵対行為がもたらす悲惨な人道上の結果について、遺憾の意を示している(パラ8)。

その上で、本文では、2022年 3 月 2 日の決議①の完全な実施の必要性を改めて表明するとともに (第 1 項)、ロシアによるウクライナへの敵対行為、特に民間人や民用物 (civilian objects) に対する攻撃の即時停止を要求している (第 2 項)。

なお、本決議案(3月21日提出) 23 の審議では、別途、南アフリカから提出された「ウクライナにおける紛争から派生した人道上の状況(Humanitarian situation emanating out of the conflict in Ukraine)」決議案(3月22日提出) 24 が併せて議題とされた。南アフリカ提出の決議案は、国際法違反を含めたロシアを名指しした記述やウクライナにおける具体的な状況に関する記述がなく、全ての紛争当事者に対する敵対行為の即時停止(第1項)や国際人道法の尊重(第7項)等を求めるものとなっている。

この南アフリカ提出の決議案(以下「南アフリカ案」という。)については、「ウクライナに対する侵略がもたらす人道上の結果」決議の採択後、ウクライナから、南アフリカ案は総会を混乱させる試みであるとして、総会手続規則91²⁵に基づき、同決議案を表決に付すべきでないとの動議がなされ、同決議案を表決に付すべきかについての表決が行われた結果、賛成少数(賛成50・反対67・棄権36)となり、同決議案は表決に付されなかった²⁶。

(3)「人権理事会におけるロシア連邦の資格停止」決議 (A/RES/ES-11/3、2022年4月7日)

2022年4月7日に採択された「人権理事会におけるロシア連邦の資格停止 (Suspension of the rights of membership of the Russian Federation in the Human Rights Council)」

²² A/RES/ES-11/2<https://digitallibrary.un.org/record/3966630/files/A_RES_ES-11_2-EN.pdf?ln=en>

 $^{^{23} \}text{ A_ES-11_L. 2$\https://digitallibrary. un. org/record/3965675/files/A_ES-11_L. 2$-EN. pdf?ln=en$\hspace{1.5cm} pdf?ln=en$\hspace{1.5cm}$

²⁴ A_ES-11_L. 3https://digitallibrary.un.org/record/3965683/files/A_ES-11_L.3-EN.pdf?ln=en

²⁵ 総会手続規則91「二つ以上の提案が同一の問題に関連する場合には、総会は、別段の決定をしない限り、提案をその提出された順序で表決に付するものとする。**総会は、一つの提案について個別に表決を行った後に、次の提案を表決に付するべきかどうかを決定することができる。」(太字下線は筆者)**(前掲注14参照)

²⁶ A/ES-11/PV. 9, pp. 12-14.

決議 (A/RES/ES-11/3) ²⁷ (以下「決議③」という。) では、ウクライナにおいて進行中の人権及び人道上の危機、特に重大かつ組織的な人権侵害を含む、ロシアによる人権侵害と国際人道法違反の報告について、深刻な懸念を表明し(前文パラ4)、人権理事会におけるロシアの資格停止(第1項)と、必要に応じて本件を改めて検討することを決定した(第2項)。採択後、ロシアは、同日付で同理事会での資格終了を決定したことを表明した²⁸。

本総会決議の採択に先立ち、人権理事会では、3月4日に「ロシアの侵略に起因するウクライナの人権状況 (Situation of human rights in Ukraine stemming from the Russian aggression)」決議 (A/HRC/RES/49/1) ²⁹を採択し、ロシアによるウクライナ侵略における人権侵害や国際人道法違反、関連する犯罪の調査等を行うための独立調査委員会を設置した。その後、2023年3月16日に公開された独立調査委員会の報告書では、過剰な偶発的死亡・負傷・損害、故意の殺害、拷問、非人道的処遇、不法な監禁、強姦などの戦争犯罪に加え、不法な移送や国外追放など、ロシア当局が多数の国際人道法及び国際人権法違反を犯していると結論付けている³⁰。

(4)「ウクライナの領土保全:国連憲章の諸原則擁護」決議 (A/RES/ES-11/4、2022年10月12日)

2022年10月12日に採択された「ウクライナの領土保全:国連憲章の諸原則擁護 (Territorial integrity of Ukraine: defending the principles of the Charter of the United Nations)」決議 (A/RES/ES-11/4) 31 (以下「決議④」という。)では、前文に おいて、ウクライナのドネツク、ヘルソン、ルハンスク、ザポリッジャの地位に関するロシアの2022年2月21日及び9月29日の決定 32 が、ウクライナの領土保全と主権を侵し、国連 憲章の諸原則に反していることを留意している(パラ 5)。

その上で、本文では、国際的に認められたウクライナの国境内の地域において、ロシアが違法な、いわゆる住民投票を組織し、それに続いて、ウクライナのドネツク、ヘルソン、ルハンスク、ザポリッジャを違法に併合しようと試みていることを非難 (Condemns) し (第2項)、そうしたいわゆる住民投票と併合の試みに関するロシアの違法な行為は、国際法上の妥当性を有するものではなく、それらの地域の地位の変更に関するいかなる根拠にもならないことが宣言されている (第3項)。

54

 $^{^{27} \}text{ A/RES/ES-11/3} \land \text{https://digitallibrary.un.org/record/3967950/files/A_RES_ES-11_3-EN.pdf?ln=en} \land \text{A/RES/ES-11/3} \land \text{https://digitallibrary.un.org/record/3967950/files/A_RES_ES-11_3-EN.pdf?ln=en} \land \text{A/RES/ES-11/3} \land \text{A/RES/E$

 $^{^{28}}$ A/ES-11/PV.10, p. 22. \langle https://digitallibrary.un.org/record/3972658/files/A_ES-11_PV.10-EN.pdf?ln=en \rangle

³⁰ Independent International Commission of Inquiry on Ukraine, "Report of the Independent Interna tional Commission of Inquiry on Ukraine to the Human Rights Council(A/HRC/52/62)," 16 March, 20 23, p. 16. https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/hrbodies/hrcouncil/coiukraine/A_HRC_52_62_AUV_EN.pdf

 $^{^{31} \} A/RES/ES-11/4 \\ \langle https://digitallibrary.un.org/record/3990673/files/A_RES_ES-11_4-EN.pdf?ln=en \\ \rangle \\ \langle https://digitallibrary.un.org/record/3990673/files/A_RES_ES-11_4-EN.pdf?ln=en \\ \langle https://digitallibrary.un.org/record/3990673/files/A_RES_ES-11_4-EN.pdf?ln=en \\ \langle https://digitallibrary.un.org/record/3990673/files/A_RES_ES-11_4-EN.pdf$

^{32 2022}年9月30日、プーチン大統領は、ドネツク、ルハンスク、ザポリッジャ及びヘルソンを「編入」する「条約」に署名している。(Presidential Executive Office, "Signing of treaties on accession of Donets k and Lugansk people's republics and Zaporozhye and Kherson regions to Russia," September 30, 2 022 〈http://www.en.kremlin.ru/catalog/regions/X3/events/69465〉)※なお、2月21日の決定については、前掲注21参照。

(5)「ウクライナに対する侵略への救済・賠償の推進」決議(A/RES/ES-11/5、2022年11 月14日)

2022年11月14日に採択された「ウクライナに対する侵略への救済・賠償の推進 (Furtherance of remedy and reparation for aggression against Ukraine)」決議 (A/RES/ES-11/5) ³³ (以下「決議⑤」という。)では、前文において、ロシアのウクライナ に対する侵略がもたらした人命の損失、民間人の移送、インフラ及び天然資源の破壊、公 有・私有財産の損失及び甚大な経済的損失(economic calamity)について重大な懸念を表 明している(パラ 9)。

その上で、本文では、ロシアは、国連憲章に違反する侵略や国際人道法・国際人権法に対する違反を含む、ウクライナでのあらゆる国際法違反の責任を負わなければならず、ロシアの国際的な違法行為によって生じた損害(damage)を含む被害(injury)に対する賠償も含めて、違法行為に係る法的な結果を負担しなければならないとの認識を示している(第2項)。さらに、ロシアによるウクライナでの国際的な違法行為に起因する、全ての自然人、法人及びウクライナ国家に対する損害、損失(loss)及び被害に関する証拠と請求情報の記録として使用し、かつ証拠収集を促進・調整するために、文書形式で国際的な損害記録簿(an international register of damage)を、加盟国がウクライナと協力して作成するよう勧告している(第4項)。

(6)「ウクライナでの包括的、公正かつ永続的な平和の基礎となる国連憲章の諸原則」決議(A/RES/ES-11/6、2023年2月23日)

2023年2月23日に採択された「ウクライナでの包括的、公正かつ永続的な平和の基礎となる国連憲章の諸原則(Principles of the Charter of the United Nations underlying a comprehensive, just and lasting peace in Ukraine)」決議(A/RES/ES-11/6)³⁴(以下「決議⑥」という。)では、前文で、国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないことと、国際紛争を平和的手段によって解決しなければならないことを定めた、国連憲章第2条に基づく全ての加盟国の義務を想起している(パラ2)。さらに、民間人に壊滅的な結果を伴う重要インフラに対する継続的な攻撃を含め、ロシアによるウクライナ侵略がもたらした悲惨な人権及び人道上の結果について遺憾の意を示す(deploring)とともに、女性や子供を含む多数の民間人の死傷者、人道支援を必要とする国内避難民及び難民の人数、児童に対する人権侵害について重大な懸念を表明(expressing grave concern)している(パラ7)。

その上で、本文では、ロシアに対して、即時・完全・無条件での撤退を改めて要求するとともに、停戦を求めている(第5項)。さらに、ジュネーブ条約(第3条約)及び第一議定書に従って紛争当事者が捕虜を待遇することを要求し、捕虜の交換、不法に拘禁されている者の解放、児童を含む、全ての抑留者及び強制的に移送又は追放された民間人の帰還

³³ A/RES/ES-11/5<https://digitallibrary.un.org/record/3994481/files/A_RES_ES-11_5-EN.pdf?ln=en>

³⁴ A/RES/ES-11/6<https://digitallibrary.un.org/record/4004933/files/A_RES_ES-11_6-EN.pdf?ln=en>

を求めるとともに(第6項)、ウクライナにおける重要インフラに対する攻撃及び住居・学校・病院を含む民間施設への意図的な攻撃の即時停止を求めている(第8項)³⁵。

3. 国連総会決議をめぐる各地域・国の投票行動

次に、ウクライナ情勢に関する国連総会決議をめぐる各地域・国の投票行動を具体的に見ていく。なお、先述した、主に新興国・途上国によって構成される、国連での3つの地域グループ(アジア・太平洋諸国、中南米諸国、アフリカ諸国)のうち、アジア・太平洋諸国については、地理的には中東から太平洋島しょ国までの国々を含み、政治・経済・文化等において多様性の幅が広いことから、以下では、同地域を東アジア・南アジア、中央アジア、中東、太平洋島しょ国に分けて、各地域・国の具体的な投票行動を整理していく。その上で、各国の投票行動に関して、総会手続規則88³⁶に基づいて、表決に際して行われ

その上で、各国の投票行動に関して、総会手続規則88³⁶に基づいて、表決に際して行われている投票理由の説明に基づいて、その主な見解を整理していく。

(1) 東アジア・南アジア

まず、アジア・太平洋諸国のうち、東アジア・南アジアにおける20か国の投票行動を整理すると、図表2のとおりとなっている。

これら20か国の投票行動を見ると、ミャンマー、フィリピンの2か国は、いずれの決議にも一貫して賛成している。また、決議③及び決議⑤以外の決議については、いずれも13か国が賛成している³¹。一方、インド、モンゴル、パキスタン、スリランカの4か国は、いずれの決議についても一貫して棄権するとともに、ラオス、ベトナムの2か国は、決議③については反対し、その他の決議については一貫して棄権している。

全体として見れば、決議に対する賛成がやや多いものの、棄権する国も常に三分の一以上 (7か国以上) ある状況となっている。特に決議③については賛成が3か国、決議⑤については賛成が5か国にとどまり、いずれの決議でも過半数が棄権している。

³⁵ なお、本決議(決議⑥)案の表決に先立ち、ロシアの即時・完全・無条件での撤退要求を削除する等の修正案 (A/ES-11/L.8https://digitallibrary.un.org/record/4003684/files/A_ES-11_L.8-EN.pdf?ln=en)及び加盟国に紛争地域への武器の移送をしないよう求める等の修正案(A/ES-11/L.9https://digitallibrary.un.org/record/4003685/files/A_ES-11_L.9-EN.pdf?ln=en)がベラルーシから提出されたが、いずれも否決された(A/ES-11/L.8については賛成11・反対94・棄権56、A/ES-11/L.9については賛成15・反対91・棄権52となっている(A/ES-11/PV.19,pp.6-7.))。

³⁶ 総会手続規則88「いずれの代表も、議長が表決の開始を宣言した後は、表決の実際の運営に関して議事手続に関する緊急の発言を提起する場合を除くほか、表決を中断してはならない。 **議長は、表決開始前又は表決完了後、構成国に対し各自の投票の説明を許可することができる。**ただし、秘密投票によって表決が行われる場合は、この限りでない。議長は、その説明のために許される時間を制限することができる。議長は、提案又は修正の提案者に対しその者の提案又は修正に対する投票の説明を許可してはならない。」(太字下線は筆者)(前掲注14参照)

 $^{^{37}}$ これらの国のうち、アフガニスタンは、決議③(無投票)以外の決議にはいずれも賛成している。ただし、ミャンマー、アフガニスタンの国連代表については、いずれも政変(ミャンマーにおける2021年2月の国軍クーデター、アフガニスタンにおける同年8月のタリバーンによる実権掌握)前からの代表が議席を維持しており、その投票行動は両国内を掌握している国軍やタリバーンの意向とは必ずしも一致していないと考えられる(両国の代表問題に関する直近の状況としては、2022年12月16日に採択された国連総会決議77/239(A/RES/77/239)において、両国の信任状の検討を延期するとした信任状委員会の報告(A/77/600)を承認しており、具体的な取扱いを先延ばしする状況が続いている。(A/RES/77/239、https://digitallibrary.un.org/record/4000191/files/A_RES_77-239-EN.pdf?ln=en>、A/77/600<https://undocs.org/en/A/77/600>))

図表 2 東アジア・南アジア各国の投票行動

	2022年3月2日	2022年3月24日	2022年4月7日	2022年10月12日	2022年11月14日	2023年2月23日
	「ウクライナに対する侵略」 決議 (A/RES/ES-11/1)	「ウクライナに対する侵略がも たらす人道上の結果」 決議 (A/RES/ES-11/2)	「人権理事会におけるロシア連 邦の資格停止」 決議 (A/RES/ES-11/3)	「ウクライナの領土保全:国連 憲章の諸原則擁護」 決議 (A/RES/ES-11/4)	「ウクライナに対する侵略への 救済・賠償の推進」決議 (A/RES/ES-11/5)	「ウクライナでの包括的、公正 かつ永続的な平和の基礎となる 国連憲章の諸原則」決議 (A/RES/ES-11/6)
ミャンマー	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成
フィリピン	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
モルディブ	賛成	賛成	棄権	賛成	賛成	賛成
シンガポール	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	棄権	賛成	賛成	賛成
東ティモール	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	賛成	棄権	賛成
アフガニスタン	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	無投票	賛成	賛成	賛成
ブータン	賛成	賛成	棄権	賛成	棄権	賛成
カンボジア	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	棄権	賛成	棄権	賛成
インドネシア	<u>賛成</u>	賛成	棄権	賛成	棄権	賛成
マレーシア	賛成	賛成	棄権	賛成	棄権	賛成
ネパール	賛成	賛成	棄権	賛成	棄権	賛成
ブルネイ	賛成	棄権	棄権	賛成	棄権	賛成
タイ	賛成	賛成	棄権	棄権	棄権	賛成
バングラデシュ	棄権	賛成	棄権	賛成	棄権	棄権
インド	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権
モンゴル	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権
パキスタン	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権
スリランカ	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権
ラオス	棄権	棄権	反対	棄権	棄権	棄権
ベトナム	棄権	棄権	反対	棄権	棄権	棄権

※賛成した国のうち、<u>赤字・下線部</u>の国は決議案の共同提案国

賛成	13	13	3	13	5	13
(うち <u>決議案共同提案国</u>)	(6)	(5)	(1)	(0)	(0)	(0)
反対	0	0	2	0	0	0
棄権	7	7	14	7	15	7
無投票	0	0	1	0	0	0
슴計	20	20	20	20	20	20

(出所) 国連デジタルライブラリー (United Nations Digital Library) 〈https://digitallibrary.un.or g/〉から作成

ア 決議①に関する投票理由

そこで、各国の投票理由の主な説明を見ていくと、決議①について、マレーシアは、 文言の一部に懸念があるとしつつも、国連憲章の原則を支持する立場から賛成を投じた としている³⁸。一方、インドは、全ての加盟国に対して国連憲章の諸原則等へのコミット メントを求めつつ、進捗する情勢を総合的に勘案して、棄権したとしている³⁹。

イ 決議②に関する投票理由

決議②について、インドは、人道支援活動は中立性などの原則に従うことが重要であり、政治化すべきではないとした上で、敵対行為の停止と緊急人道支援の提供に集中することが現在求められていることであるとの理由から、棄権したとしている⁴⁰。また、ラオスも、総会における人道決議はコンセンサスによって採択されるべきであり、その内容も非政治的なものでなくてはならない等の理由から、棄権したとしている⁴¹。

³⁸ A/ES-11/PV. 5, p. 22.

³⁹ Ibid, p. 18.

⁴⁰ A/ES-11/PV. 9, p. 15.

⁴¹ Ibid, p. 16.

なお、マレーシアは、賛成票を投じつつも、表決に付されなかった南アフリカ案に関して、もし表決に付されていれば同決議案に賛成票を投じたであろうとした上で、より多くの加盟国を関与させ、その見解を聴くために、より自由な協議が行われるべきであったとしている⁴²。また、賛成票を投じたインドネシアも、同様の見解を示している⁴³。

ウ 決議③に関する投票理由

決議③について、インドは、ロシアは名指ししない形で、ブチャにおける民間人殺害を非難し、独立した調査を支持しつつも、実体とプロセス双方に係る理由から棄権したとしており⁴⁴、棄権の具体的な理由は示さなかった。

一方、インドネシアは、独立調査委員会に客観的で透明性のある方法で活動し、調査 結果と報告書を提出する機会を与えなければならず、構成国の正当な権利を取り消す前 には全ての事実を受け取ることが重要であること等を棄権の理由として示している⁴⁵。 また、同様の理由から、タイやマレーシアは棄権⁴⁶、ラオスやベトナムは反対している⁴⁷。

そのほか、カンボジアやブルネイは、全ての加盟国や当事者の関与が重要であり、理 事国の資格停止は問題の解決にとって逆効果であり、むしろ状況を悪化させるとの見解 を示して、いずれも棄権している⁴⁸。

エ 決議4に関する投票理由

決議④について、インドは、ウクライナ紛争の進展によって、グローバル・サウス全体が、食料や燃料、肥料の供給といった点で相当な二次的被害を受けており、その声を聴くとともに、正当な懸念に対処することが極めて重要であり、グローバル経済を更に複雑にするような措置を採るべきではないとした上で、その他の差し迫った問題を含めて、決議では適切な対処が行われていないとの見解を示して、棄権している⁴⁹。

また、タイは、この決議が極めて感情的な雰囲気と状況の中で採択されており、平和的かつ実践的な交渉によって紛争解決をもたらす機会を狭めるものであるとして、棄権している⁵⁰。そのほか、パキスタンも、決議がいわゆる住民投票を無効とする以上の内容を含むものであるとして、棄権している⁵¹。

オ 決議⑤に関する投票理由

決議⑤について、シンガポールは、決議で採用されたアプローチがほかの紛争において自動的に適用されるものではなく、国連憲章と国際法の原則を考慮しながら、あらゆる状況がケースバイケースで検討されるべきとの見解等を示しつつ、賛成している⁵²。

⁴² Ibid, pp. 16-17.

⁴³ Ibid, p. 20.

⁴⁴ A/ES-11/PV. 10, p. 14.

⁴⁵ Ibid, p. 16.

⁴⁶ Ibid, p. 16., p. 18.

⁴⁷ Ibid, p. 15., p. 17.

⁴⁸ Ibid, pp. 17-19.

⁴⁹ A/ES-11/PV. 14, p. 15.

⁵⁰ Ibid, p. 16.

⁵¹ Ibid, p. 14.

⁵² A/ES-11/PV.16https://digitallibrary.un.org/record/4000121/files/A_ES-11_PV.16-EN.pdf?ln=en, p p. 4-5.

一方、インドネシアは、現行国際法に基づく適正手続と公正な結果を基礎にして、国際的な損害記録簿やウクライナに対する賠償メカニズムを構築することが重要であると強調した上で、そうしたメカニズムの運営条件が総会の枠外で交渉され、国連システムの外に設置される可能性に対して懸念を示し、棄権している⁵³。また、インドも、総会決議を通じて、そうした賠償プロセスを確立することの法的な妥当性は不明確であり、国際的に適切な法的審査をすることなく、国連と国際経済システムの将来的な機能に影響を与えるメカニズムを構築し、先例を作ることがあってはならないとして、棄権している⁵⁴。

カ 決議⑥に関する投票理由

決議⑥について、インドネシアは、国連憲章と国際法の原則の堅持がウクライナにおける紛争の解決の基礎であることから賛成したとしつつも、特に二つの紛争当事国に対して、対話と外交的手段を追求し、直接和平交渉に入るよう求めることが盛り込まれていない点に不満を示している55。

一方、インドは、国連憲章に沿った、包括的で公正かつ永続的な平和を求める決議の全体的な目的は理解できるとし、その目的に留意しつつも、永続的な平和を確保するという目標を達成する上では固有の制約があることを考慮し、棄権を余儀なくされたとしている⁵⁶。

(2) 中央アジア

アジア・太平洋諸国のうち、中央アジアにおける5か国の投票行動を整理すると、図表 3のとおりとなっている。

2022年3月2日 2022年4月7日 2023年2月23日 2022年3月24日 2022年10月12日 2022年11月14日 「ウクライナでの包括的、公正 「ウクライナに対する侵略がも 「人権理事会におけるロシア連 「ウクライナの領十保全:国連 「ウクライナに対する侵略への 「ウクライナに対する侵略」 かつ永続的な平和の基礎となる 救済・賠償の推進」決議 たらす人道上の結果」 邦の資格停止」 憲章の諸原則擁護」 決議 (A/RES/ES-11/1) 国連憲章の諸原則」決議 決議 (A/RES/ES-11/2) 決議 (A/RES/ES-11/3) 決議 (A/RES/ES-11/4) (A/RES/ES-11/5) (A/RES/ES-11/6) 無投票 無投票 無投票 無投票 トルクメニスタン 無投票 無投票 ウズベキスタン 無投票 棄権 棄権 棄権 棄権 タジキスタン 無投票 棄権 反対 棄権 棄権 棄権 カザフスタン 棄権 棄権 棄権 棄権 棄権 棄権 反対 キルギス 棄権 棄権 童権 棄権 ※賛成した国のうち、赤字・下線部の国は決議案の共同提案国 0 n 0 N 替成 (0) (0)(0) (0)(0) (0) 0 0 0 4 0 0

0

1

図表3 中央アジア各国の投票行動

(出所) 国連デジタルライブラリー (United Nations Digital Library) https://digitallibrary.un.org/>から作成

4

1

5

4

1

4

棄権

無投票

승計

2

3

5

4

1

⁵³ Ibid, pp. 3-4.

⁵⁴ Ibid, p. 4.

⁵⁵ A/ES-11/PV. 19, p. 9.

⁵⁶ Ibid, p. 10.

これら5か国の投票行動を見ると、全ての決議について、いずれの国も賛成しておらず、 トルクメニスタンが一貫して無投票となっているほか、その他4か国は決議③について反 対するとともに、決議③以外についても一貫して棄権するか無投票となっている。

ア 決議③に関する投票理由

決議③について、ウズベキスタンは、人権理事会の理事国としての権利停止の決定は 申し立てられた人権侵害の徹底的な調査に基づくべきであるとして、反対している⁵⁷。ま た、キルギスも、独立調査委員会による調査を含めて、あらゆる可能性のある重大かつ 組織的な人権侵害についての公平な調査結果を待つべきであり、決議が政治的な意図に 特徴付けられているとして、反対している⁵⁸。

(3)中東

アジア・太平洋諸国のうち、中東における13か国の投票行動を整理すると、図表4のと おりとなっている。

2022年3月2日 2022年3月24日 2022年4月7日 2022年10月12日 2022年11月14日 2023年2月23日 「ウクライナでの包括的 公正 「ウクライナに対する侵略がも 「人権理事会におけるロシア連」「ウクライナの領土保全:国連 「ウクライナに対する侵略への 「ウクライナに対する侵略」 かつ永続的な平和の基礎となる たらす人道上の結果」 邦の資格停止」 憲章の諸原則擁護」 救済・賠償の推進」決議 決議 (A/RES/ES-11/1) 国連憲章の諸原則に決議 決議 (A/RES/ES-11/2) 決議 (A/RES/ES-11/3) 決議 (A/RES/ES-11/4) (A/RES/ES-11/5) (A/RES/ES-11/6) トルコ 賛成 替成 クウェート 賛成 棄権 賛成 賛成 賛成 カタール 賛成 棄権 賛成 賛成 賛成 イエメン 賛成 賛成 棄権 賛成 棄権 賛成 バーレーン 賛成 賛成 棄権 賛成 棄権 賛成 賛成 ヨルダン 替成 替成 童権 童権 替成 賛成 オマーン 替成 替成 奎権 棄権 替成 サウジアラビア 替成 替成 棄権 賛成 辛権 替成 アラブ首長国連邦 賛成 替成 童権 替成 棄権 替成 イラク 棄権 替成 棄権 替成 棄権 賛成 賛成 無投票 賛成 棄権 無投重 レバノン 替成 イラン 無投票 童権 童権 棄権 反対 シリア 反対 反対 反対 反対 ※賛成した国のうち、赤字・下線部の国は決議案の共同提案国 10 11 1 11 3 10 (3) (1) (0) (1) (0) (1)

図表4 中東各国の投票行動

(出所) 国連デジタルライブラリー (United Nations Digital Library) https://digitallibrary.un.org/>から作成

2

9

13

1

0

1

13

2

8

0

13

1

1

13

1

2

0

13

1

1

0

13

棄権

無投票

슴計

⁵⁷ A/ES-11/PV. 10, p. 18.

 $^{^{58}}$ Ibid, pp. 19-20.

これら13か国の投票行動を見ると、トルコ1か国のみが、いずれの決議にも一貫して賛成している。また、決議③及び決議⑤以外の決議については、11か国ないし10か国という圧倒的多数が賛成している。一方、シリアは、いずれの決議についても一貫して反対し、イランも決議③及び決議⑤については反対、その他の決議については棄権又は無投票となっている。

全体として見れば、決議に対する賛成が多い状況となっているものの、決議③については賛成が1か国、決議⑤については賛成が3か国にとどまり、過半数が棄権している。

ア 決議①に関する投票理由

そこで、各国の投票理由の主な説明を見ていくと、決議①について、トルコは、平和と安全の維持を託された安保理の常任理事国による不当かつ違法で正当化できない侵略行為及びそれ自体が侵略行為に当たる拒否権行使のために緊急特別総会が招集されたとした上で、ロシアによるウクライナへの軍事攻撃が国際法における根本的な原則と国連憲章の原則に対する明白な違反であるとして、賛成票を投じている59。また、ヨルダンは、同様に賛成票を投じつつも、侵略や武力行使を禁ずる国際法や国連憲章並びに民族自決権について、地域に関わりなくかつ適用においても差を設けることなく、同一の基準に基づくものであることを強調しつつ、それらを尊重することが重要であるとしている60。一方、イランは棄権しつつも、米国とEUの挑発的な行動と決定によって、今日の東欧における複雑な状況が悪化しており、ロシアの安全保障上の懸念は尊重されなくてはならないとするとともに、国際の平和と安全に関わる事項を検討する際、国連は常にダブルスタンダードの適用を避けなくてはならず、この決議が中立性と平和的な手段を通じた危機の解決のための現実的な仕組みを欠いているとして61、ロシア側の立場に配慮した主張を行っている。

イ 決議②に関する投票理由

決議②について、乗権したイランは、決議が、現地の人道的状況の範囲を超える特定の要素を含んでおり、紛争の人道的側面に対処するための現実的な仕組みが欠如しているとして批判的な見解を示すとともに、南アフリカ案について投票の機会が与えられなかったことは遺憾であったとしている⁶²。なお、南アフリカ案について、決議③に賛成したイラクも、機会があれば、南アフリカ案にも賛成したであろうとしている⁶³。

ウ 決議③に関する投票理由

決議③について、サウジアラビアは、ロシアの人権理事会における資格停止の動きが既に緊迫している状況を更に悪化させる措置であり、そうした措置は人権理事会の活動を政治化するとともに、特定の国々に対して権利を与える一方的な行動であること等を理由に棄権している⁶⁴。また、アラブ首長国連邦は、独立調査委員会の調査が始まったば

⁵⁹ A/ES-11/PV. 5, p. 24.

 $^{^{60}}$ Ibid, p.23.

⁶¹ Ibid, p. 19.

⁶² A/ES-11/PV. 9, p. 22.

⁶³ Ibid, p. 19.

⁶⁴ A/ES-11/PV. 10, p. 21.

かりで、適正手続上、その調査が作業を終えるようにすることが求められるとした上で、 総会のいかなる決定も適正手続に基づいて行われるべきであること、さらに、国連が同 じ考えを持った者同士の集まりではなく、反対意見を持つ者であっても互いの対話と建 設的な関与に基づいていることを主張し、棄権している⁶⁵。

エ 決議4に関する投票理由

決議④について、サウジアラビアは、湾岸協力理事会(GCC)⁶⁶を代表して、全ての当事者に対して、自制や更なるエスカレーションを避けること、紛争解決のための平和的手段の採用を求めた上で、国際法及び国連憲章の確固たる原則に対するコミットメントに従って、賛成するとしている⁶⁷。

オ 決議⑤に関する投票理由

決議⑤について、カタールは、賛成票を投じつつも、賠償とその仕組みは、国際法と確立した国際的な判例における原則や規程に従って実施されるべきとの見解を示している⁶⁸。

一方、アラブ首長国連邦は、決議の文言が不明確かつ不正確であるために棄権したとしている。その上で、決議は、いまだ定義されてない賠償と証拠プロセスに総会の支持を与えているものの、国際社会の広範な支持に基づいて方法や権限を定義するアプローチを採っておらず、そうしたプロセスを実施することは国際システムの基礎となる予見可能性や安定性を損ないかねないとして懸念を示している⁶⁹。

(4) 太平洋島しょ国

アジア・太平洋諸国のうち、太平洋島しょ国12か国の投票行動を整理すると、図表5のとおりとなっている。

これら12か国の投票行動を見ると、トンガ、ソロモン諸島、バヌアツを除く9か国は、いずれの決議にも一貫して賛成している。また、トンガ、ソロモン諸島、バヌアツも、決議③又は決議⑤のいずれかについて無投票ないし棄権となっているが、6決議中5決議に対しており、全体として、決議に対して圧倒的に賛成が多い状況となっている。

ア 決議③に関する投票理由

決議③について、キリバスは、法の支配やグッドガバナンス、人間の権利と自由の尊重を求める行動規範に違反した国の資格停止を通じて、そうした規範への違反を抑止するとともに、資格を停止された国がその行動を改革し、合意された規範に戻るための時間と余地を与えることが、賢明かつ文明的であること等を理由として、賛成している⁷⁰。

⁶⁵ Ibid, pp. 21-22.

⁶⁶ GCCは、1981年にサウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートにより設立され、防衛・経済を始め、あらゆる分野における参加国間での調整、統合、連携を目的としている。 (外務省「湾岸協力理事会(GCC)概要」〈https://www.mofa.go.jp/mofa.j/area/page23_000547.html〉)

⁶⁷ A/ES-11/PV. 14, p. 12.

⁶⁸ A/ES-11/PV. 16, p. 6.

⁶⁹ Ibid, pp. 6-7.

⁷⁰ A/ES-11/PV. 10, p. 22.

図表5 太平洋島しょ国の投票行動

	2022年3月2日	2022年3月24日	2022年4月7日	2022年10月12日	2022年11月14日	2023年2月23日
	「ウクライナに対する侵略」 決議 (A/RES/ES-11/1)	「ウクライナに対する侵略がも たらす人道上の結果」 決議 (A/RES/ES-11/2)	「人権理事会におけるロシア連 邦の資格停止」 決議 (A/RES/ES-11/3)	「ウクライナの領土保全:国連 憲章の諸原則擁護」 決議 (A/RES/ES-11/4)	「ウクライナに対する侵略への 教済・賠償の推進」決議 (A/RES/ES-11/5)	「ウクライナでの包括的、公正 かつ永続的な平和の基礎となる 国連憲章の諸原則」決議 (A/RES/ES-11/6)
フィジー	贊成	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	賛成
キリバス	贊成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
マーシャル諸島	賛成	賛成	賛成	賛成	<u>賛成</u>	赞成
ミクロネシア	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	<u>賛成</u>	賛成
ナウル	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
パラオ	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	<u>賛成</u>
パプアニューギニア	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	賛成
サモア	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	賛成
ツバル	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	賛成
トンガ	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	無投票	賛成
ソロモン諸島	賛成	賛成	無投票	賛成	賛成	賛成
バヌアツ	賛成	賛成	棄権	賛成	賛成	賛成
	7				※賛成した国のうち、 <u>赤字・</u>	下線部の国は決議案の共同提案国
賛成	12	12	10	12	11	12
(うち <u>決議案共同提案国</u>)	(7)	(9)	(4)	(1)	(2)	(3)
反対	0	0	0	0	0	0
棄権	0	0	1.	0	0	0
無投票	0	0	. 1	0	1	0
슴計	12	12	12	12	12	12

(出所) 国連デジタルライブラリー (United Nations Digital Library) 〈https://digitallibrary.un.or g/〉から作成

(5) 中南米諸国

次に、中南米諸国33か国の投票行動を整理すると、図表6のとおりとなっている。

これら33か国の投票行動を見ると、アルゼンチンなどを含む11か国は、いずれの決議にも一貫して賛成している。また、決議③及び決議⑤以外の決議については、26~28か国が賛成している。一方、ニカラグア、キューバ、ボリビアの3か国は、いずれの決議についても反対ないし棄権となっているほか、ベネズエラは一貫して無投票となっている。全体として見れば、決議に対する賛成が多い状況となっているものの、決議⑤については賛成が12か国にとどまり、棄権する国が半数近く(無投票を含めれば過半数)、決議⑤以外は賛成しているバハマも同決議のみは反対となっている⁷¹。

ア 決議①に関する投票理由

そこで、各国の投票理由の主な説明を見ていくと、決議①について、ブラジルは、賛成票を投じつつも、即時停戦を前提とした上で、平和のためには当事者の安全保障上の懸念に対処するための包括的な作業が必要であり、この決議は制裁の無差別な適用や武器の配備を容認するものではないとしている。さらに、同国は、核戦力の即応態勢を高めるロシアの決定を非難した前文パラグラフ15について、特定の核保有国が採用した軍事措置について言及することは建設的ではないとして、懸念を示している⁷²。

一方、同様に賛成票を投じたコスタリカは、決議が全ての核戦力の警戒解除や全核兵 器保有国の自制を求めるものではないとした上で、核兵器の廃絶を求める同国の主張を

 $^{^{71}}$ そうした投票行動の背景としては、カリブ諸国やアフリカにおいて、奴隷制と植民地支配に対する謝罪と賠償を旧宗主国に求める動きがあることも影響していると考えられる。(そうした動きの概要は、森口舞「カリブ諸国における奴隷制と植民地支配に対する賠償運動」『 21 世紀研究(第8号)』(2017) 27 ~43頁を参照。)

改めて示している。さらに、同国は、決議がクラスター弾等を含む人口密集地域における爆発性兵器(EWIPA: Explosive Weapons in Populated Areas)の使用による壊滅的な人道的被害を認めていないとした上で、全ての加盟国に対して、EWIPAに関する政治宣言草案を支持するよう求めている 73 。

図表6 中南米諸国の投票行動

	2022年3月2日	2022年3月24日	2022年4月7日	2022年10月12日	2022年11月14日	2023年2月23日
	「ウクライナに対する侵略」 決議(A/RES/ES-11/1)	「ウクライナに対する侵略がも たらす人道上の結果」 決議 (A/RES/ES-11/2)	「人権理事会におけるロシア連 邦の資格停止」 決議 (A/RES/ES-11/3)	「ウクライナの領土保全: 国連 憲章の諸原則擁護」 決議 (A/RES/ES-11/4)	「ウクライナに対する侵略への 教済・賠償の推進」決議 (A/RES/ES-11/5)	「ウクライナでの包括的、公正かつ永続的な平和の基礎となる 国連憲章の諸原則」決議 (A/RES/ES-11/6)
アルゼンチン	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	賛成
チリ	賛成	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	賛成
コロンピア	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	<u> </u>	賛成	<u>賛成</u>	賛成
コスタリカ	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	<u> </u>	賛成	賛成	<u>賛成</u>
ドミニカ共和国	賛成	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	賛成
エクアドル	賛成	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	賛成
グァテマラ	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>賛成</u>	賛成
パナマ	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	賛成
パラグアイ	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	賛成
ペルー	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	賛成
ウルグアイ	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
アンティグア・バーブーダ	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	<u> </u>	賛成	棄権	賛成
ハイチ	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	賛成	棄権	賛成
ジャマイカ	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	賛成	棄権	賛成
メキシコ	賛成	<u>賛成</u>	棄権	賛成	賛成	賛成
セントルシア	賛成	賛成	賛成	賛成	棄権	賛成
バハマ	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	反対	<u>賛成</u>
パルパドス	<u> </u>	<u>賛成</u>	棄権	賛成	棄権	賛成
ベリーズ	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	棄権	賛成	棄権	賛成
プラジル	賛成	賛成	棄権	賛成	棄権	賛成
グレナダ	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	賛成	棄権	無投票
ホンジュラス	賛成	賛成	賛成	棄権	棄権	賛成
セントクリストファー・ネービス	<u>賛成</u>	賛成	棄権	賛成	棄権	賛成
セントピンセント及びグレナディーン財務	賛成	賛成	棄権	賛成	棄権	賛成
スリナム	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	棄権	賛成	棄権	賛成
トリニダード・トバゴ	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	棄権	<u>賛成</u>	棄権	賛成
ガイアナ	<u> </u>	<u>賛成</u>	棄権	賛成	棄権	賛成
ドミニカ	賛成	無投票	賛成	賛成	無投票	無投票
ベネズエラ	無投票	無投票	無投票	無投票	無投票	無投票
エルサルバドル	棄権	棄権	棄権	無投票	棄権	棄権
ポリピア	棄権	棄権	反対	棄権	棄権	棄権
キューバ	棄権	棄権	反対	棄権	反対	棄権
ニカラグア	棄権	棄権	反対	反対	反対	反対

※賛成した国のうち、<u>赤字・下線部</u>の国は決議案の共同提案国

賛成	28	27	19	27	12	26
(うち <u>決議案共同提案国</u>)	(22)	(21)	(5)	(2)	(2)	(4)
反対	0	0	3	1	3	1
棄権	4	4	10	3	16	3
無投票	1	2	1	2	2	3
슴計	33	33	33	33	33	33

(出所) 国連デジタルライブラリー (United Nations Digital Library) 〈https://digitallibrary.un.or g/>から作成

イ 決議②に関する投票理由

決議②について、ブラジルは、賛成票を投じつつも、交渉の余地がなく明らかに対立的な要素を含み、その多くが紛争の人道的側面を超えていた同決議よりも、効果的で透

 $^{^{73}~}A/ES-11/PV.~6 < https://daccess-ods.~un.~org/access.~nsf/Get?OpenAgent\&DS=A/ES-11/PV.~6 \& Lang=E>,~~p.~3.$

明で包括的な交渉の結果として得られるコンセンサス文書がより望ましかったとした上で、南アフリカ案にも賛成を投じたであろうとしている。さらに、同国は、採択された決議について、特に途上国に影響を及ぼす無差別な経済制裁による人道上の結果という、現在進行中の危機から生じる差し迫った懸念への対処を欠くとして批判している⁷⁴。

ウ 決議③に関する投票理由

決議③について、パナマは、一般的には多国間フォーラムのメンバーシップからの加盟国の分離を支持しないとする一方、明白で重大かつ組織的な、ウクライナにおける民間人への人権侵害への考慮や深刻な事態への懸念から、資格停止の決定が一時的なものになると期待しつつ、人権に関する基準への尊重という原則を加盟国が遵守するという事実を優先して、賛成するとしている⁷⁵。

また、ペルーは、資格停止の手続がいかなる選択や種類の区別なく適用されるべきであり、今回のような武力行使、他国の領土保全の侵害、人権侵害の状況と類似した、あらゆる事例において発動されるべきであることとした上で、賛成している。また、同国は、決議が独立調査委員会の調査を予断することや政治的に事前に決定することなく、違反の責任者から独立して国際的に認められた原則の下で行われなければならないとの見解も示している⁷⁶。

エ 決議4に関する投票理由

決議④について、賛成票を投じたブラジルは、紛争地域の住民が住民投票によって自由に意見を表明することができず、その結果も有効な意思表示を成すものではなく正当なものとは見なされ得ないとする一方、当事者に敵対行為の停止と和平交渉への参加を促す明確なメッセージを含める提案が反映されなかったことへの失望も表明している"。

オ 決議⑤に関する投票理由

決議⑤について、チリは、人権の推進と尊重という同国の関与と一貫したアプローチを考慮して賛成したとした上で、2001年に国連国際法委員会で採択された「国家責任に関する条文」(国家責任条文)について、一部の代表団が交渉の意思を示さないため、条約化に向けた進展が見られないとして、そうした姿勢を改めるよう求めている⁷⁸。

一方、ブラジルは、国連による監督を欠いたまま国連の枠外で創設される国際的な損害記録簿の法的位置付けに関して、決議が高いレベルの不確実性をもたらし、また、人権理事会や国際刑事裁判所が既に行っている努力を無視するものであるとした上で、提案者が、この決定の長期的な結果を考慮して、議論のために十分な時間を与えなかったことは遺憾であったとの見解を示して、棄権している⁷⁹。

⁷⁴ A/ES-11/PV. 9, pp. 18-19.

⁷⁵ A/ES-11/PV. 10, p. 16.

⁷⁶ Ibid, pp. 20-21.

⁷⁷ A/ES-11/PV. 14, p. 17.

⁷⁸ A/ES-11/PV. 16, pp. 2-3.

⁷⁹ Ibid, p. 2.

(6)アフリカ諸国

次に、アフリカ諸国54か国の投票行動を整理すると、図表7のとおりとなっている。

図表7 アフリカ諸国の投票行動

	2022年3月2日	2022年3月24日	2022年4月7日	2022年10月12日	2022年11月14日	2023年2月23日
		「ウクライナに対する侵略がも	「人権理事会におけるロシア連	「ウクライナの領土保全:国連	「ウクライナに対する侵略への	「ウクライナでの包括的、公司
	「ウクライナに対する侵略」 決議 (A/RES/ES-11/1)	たらす人道上の結果」 決議 (A/RES/ES-11/2)	・ 八権年争云にのけるロジア連 邦の資格停止」 決議 (A/RES/ES-11/3)	憲章の諸原則擁護」 決議 (A/RES/ES-11/4)	対済・賠償の推進」決議 (A/RES/ES-11/5)	かつ永続的な平和の基礎となる 国連憲章の諸原則」決議 (A/RES/ES-11/6)
リベリア	<u>賛成</u>	賛成	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	<u>賛成</u>
マラウイ	<u>賛成</u>	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
チャド	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
コートジボワール	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
セーシェル	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
カーボベルデ	賛成	賛成	棄権	賛成	賛成	賛成
ガーナ	<u>賛成</u>	賛成	棄権	賛成	賛成	賛成
ケニア	賛成	賛成	棄権	賛成	賛成	賛成
リピア	賛成	賛成	賛成	賛成	棄権	賛成
モーリシャス	賛成	賛成	賛成	賛成	棄権	賛成
ニジェール	<u>賛成</u>	賛成	棄権	賛成	賛成	賛成
シエラレオネ	賛成	賛成	賛成	賛成	棄権	賛成
ペナン	賛成	賛成	無投票	賛成	賛成	賛成
コモロ	賛成	無投票	賛成	賛成	賛成	賛成
コンゴ民主共和国	<u>賛成</u>	<u>賛成</u>	賛成	賛成	無投票	賛成
ザンピア	賛成	賛成	無投票	賛成	賛成	賛成
エジプト	賛成	賛成	棄権	賛成	棄権	賛成
ガンピア	<u>贊成</u>	賛成	棄権	賛成	棄権	賛成
ナイジェリア	賛成	賛成	棄権	賛成	棄権	賛成
チュニジア	賛成	賛成	棄権	賛成	棄権	賛成
モーリタニア	賛成	賛成	無投票	賛成	棄権	賛成
ルワンダ	賛成	賛成	無投票	賛成	棄権	賛成
ジプチ	賛成	賛成	無投票	無投票	賛成	賛成
ソマリア	賛成	無投票	無投票	賛成	賛成	賛成
ポツワナ	<u>賛成</u>	棄権	棄権	賛成	棄権	賛成
レソト	賛成	賛成	棄権	棄権	棄権	賛成
サントメ・プリンシペ	賛成	賛成	無投票	無投票	無投票	賛成
ガボン	賛成	賛成	反対	賛成	棄権	棄権
マダガスカル	棄権	棄権	棄権	賛成	棄権	賛成
南スーダン	棄権	賛成	棄権	棄権	棄権	賛成
セネガル	棄権	賛成	棄権	賛成	無投票	無投票
モロッコ	無投票	無投票	無投票	賛成	無投票	賛成
アンゴラ	棄権	棄権	棄権	賛成	棄権	棄権
トーゴ	無投票	棄権	棄権	棄権	賛成	棄権
ギニアビサウ	無投票	棄権	棄権	賛成	棄権	無投票
ブルキナファソ	無投票	無投票	無投票	無投票	無投票	棄権
カメルーン	無投票	無投票	棄権	無投票	無投票	無投票
赤道ギニア	棄権	棄権	無投票	無投票	棄権	無投票
ギニア	無投票	無投票	無投票	棄権	棄権	棄権
エスワティニ	無投票	棄権	棄権	棄権	棄権	無投票
タンザニア	棄権	棄権	棄権	棄権	無投票	無投票
モザンビーク	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権
ナミビア	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権
南アフリカ	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権
スーダン	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権
ウガンダ	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権	棄権
アルジェリア	棄権	棄権	反対	棄権	棄権	棄権
ブルンジ	棄権	棄権	反対	棄権	棄権	棄権
コンゴ共和国	棄権	棄権	反対	棄権	棄権	棄権
エチオピア	無投票	棄権	反対	棄権	反対	棄権
中央アフリカ	棄権	棄権	反対	棄権	反対	棄権
ジンパプエ	棄権	棄権	反対	棄権	反対	棄権
الك	棄権	棄権	反対	棄権	反対	反対
エリトリア	反対	反対	反対	棄権	反対	反対

※賛成した国のうち、<u>赤字・下線部</u>の国は決議案の共同提案国

賛成	28	27	10	30	15	30
(うち <u>決議案共同提案国</u>)	(7)	(1)	(1)	(1)	(0)	(1)
反対	1	1	9	0	5	2
棄権	17	20	24	19	27	16
無投票	8	6	11	5	7	6
숌計	54	54	54	54	54	54

(出所) 国連デジタルライブラリー (United Nations Digital Library) https://digitallibrary.un.org/>から作成

これら54か国の投票行動を見ると、決議に一貫して賛成しているのは、リベリア、マラウイ、チャド、コートジボワール、セーシェルの5か国にとどまっている。また、決議③及び決議⑤以外の決議については、27~30か国が賛成している。一方、南アフリカを始めとする5か国は、一貫して棄権しているとともに、ブルキナファソなどの6か国はいずれの決議にも棄権ないし無投票となっている。さらに、アルジェリアなどの8か国は、いずれも決議③に反対するとともに、その他の決議についても棄権、反対(特に決議⑤について)、無投票となっている。

そのため、全体として見ると、決議③及び決議⑤以外については、辛うじて賛成が半数 (27か国)以上となっているものの、棄権や無投票を合わせた国の数も22~26か国に及ぶ 状況となっている。また、決議③については、賛成10か国に対して反対 9 か国とほぼ同数 となっているとともに、決議③及び決議⑤のいずれについても、棄権と無投票を合わせた 国の数は35か国ないし34か国となり、6割を超えている状況となっている⁸⁰。

ア 決議①に関する投票理由

そこで、各国の投票理由の主な説明を見ていくと、決議①について、シエラレオネは、特にアフリカの平和と安全の問題に対処することに関して、国連の行動や不作為を免除するものではないとくぎを刺しつつも、国連憲章の原則を支持する立場から賛成票を投じたとしている⁸¹。また、同様に、エジプトも賛成票を投じつつ、国際的な多国間のメカニズムの枠外で行われる制裁のアプローチは拒否するとともに、国際的な多国間のメカニズムは、国連憲章の目的と原則に沿いつつ、同一の基準に基づいて国際的な課題や危機に対処しなければならないとしており⁸²、ダブルスタンダードへの警戒感をにじませている。

一方、棄権した南アフリカは、決議が外交や対話、仲介に資する環境を創り出すものではなく、当事者間により深いくさびを打ち込みかねないとして否定的な評価を示すとともに、紛争の根本的な原因の一つは当事者の安全保障上の懸念が関わっており、決議ではその点を言及すべきだったとして⁸³、ロシア側の立場に配慮した主張を行っている。

⁸⁰ なお、他の地域グループと比べると、アフリカ諸国の投票行動の特徴の一つとして、無投票の割合が多いことが挙げられる。例えば、ブルキナファソとカメルーンは、6決議中5決議の表決で無投票となっているほか、決議③については、無投票国数(11か国)が僅かだが賛成国数(10か国)を上回っている。ただし、無投票と棄権の間の使い分けや政治的なニュアンスの差違(より反対に近い立場か否か等)は、投票行動からは明確ではない。

⁸¹ A/ES-11/PV. 5, p. 16.

⁸² Ibid, p. 20.

 $^{^{83}}$ Ibid, p. 21.

また、タンザニアは、修正を要すると考える決議の幾つかの条文について、修正や留保 をなし得なかったため、棄権するとしている⁸⁴。さらに、エリトリアは、あらゆる一方的 な制裁に反対し、そうした制裁が全て違法であり非生産的であると主張して、反対票を 投じている⁸⁵。

イ 決議②に関する投票理由

決議②について、エジプトは、賛成票を投じつつも、南アフリカ案も含めた両決議案の交渉において、一部の加盟国が示した頑迷さによってコンセンサス達成の見通しが損なわれたことに不快感を表明するとともに、改めて経済制裁に対して批判的な見解を示している⁸⁶。また、賛成したチュニジアやシエラレオネは、アフリカにおける問題を念頭に、同一の基準や人道的価値に基づいて、国際社会が国連憲章や国際法の原則を一貫して適用すべきとの見解を示している⁸⁷。

ウ 決議③に関する投票理由

決議③について、アルジェリアは、公平な方法によって現地での調査を認めることが不可欠であることや、意見の相違にかかわらず、いかなる排除も行うことなく、対話と協力を強化することが国際的な多国間の努力には必要であるとの見解を示し、反対している⁸⁸。

エ 決議④に関する投票理由

決議④について、エジプトは、武力不行使や紛争の平和的解決、主権と領土保全の尊重といった国連憲章の目的と原則を遵守する立場から賛成したとしつつ、同時に国際的な問題に対処する上でダブルスタンダード等を適用すべきでないとの立場も改めて示しており⁸⁹、同じく賛成したモーリシャスも同様の見解を示している⁹⁰。また、その他の決議では棄権しているアンゴラは、同国を単一不可分の国家と定義するアンゴラ憲法に示された領土保全の原則に係る信念等を理由に、この決議にのみ賛成している⁹¹。

一方、南アフリカは、総会の目的は常にウクライナにおける持続可能な平和の創出に 資する建設的な成果に貢献することでなければならないものの、決議の幾つかの要素は それに対処しておらず、全ての努力は停戦と政治的解決に向けられるべきであるとして、 棄権している⁹²。

オ 決議⑤に関する投票理由

決議⑤について、ケニアは、多数の棄権や反対を招いた決議の側面について深刻な留保を有するとしつつも、決議の根拠として引用されている国家責任条文が、植民地主義、特に奴隷制の文脈における賠償に関する将来の決議にも適用されるべきであること、奴

⁸⁴ Ibid, p. 20.

⁸⁵ Ibid, p. 19.

⁸⁶ A/ES-11/PV. 9, p. 19.

⁸⁷ Ibid, p. 15, p. 20.

⁸⁸ A/ES-11/PV. 10, p. 20.

⁸⁹ A/ES-11/PV. 14, pp. 14-15.

⁹⁰ Ibid, pp. 16-17.

⁹¹ Ibid, pp. 12-13.

 $^{^{92}}$ Ibid, p. 13.

隷制と植民地主義に対する賠償について、包括的な損害記録簿の作成を含め、具体的かつ回復的な措置が採られるべきであるとの見解を示して、賛成している⁹³。一方、この点に関して、シエラレオネは、賠償は過去と現在に関わるとした上で、植民地主義と奴隷制に対する賠償に対する旧宗主国の政治的反対に遺憾の意を示しつつ、棄権している⁹⁴。また、エジプトは、決議は、損害記録簿という仕組みを、国連の制度的な枠組みの外で、その仕組みや作業方法、その設立後にとるべき措置を定めた規則を明確にしないまま、あるいはその仕組みをフォローアップする上での国連と国連総会の役割さえも明確にしないまま、創設することに総会を関与させるものである等の理由を示しつつ、棄権している⁹⁵。

カ 決議⑥に関する投票理由

決議⑥について、エジプトは、賛成票を投じた上で、国際法に従ってこの種の状況に対処する際にダブルスタンダードを用いないようにする必要性が、現在の危機によって、再認識されることを期待するとして、改めてダブルスタンダードへの批判的な見解を示している⁹⁶。

4. おわりに

ウクライナ情勢に関する国連総会決議をめぐる、グローバル・サウスの各地域・国の投票行動を見ると、地域ごとに異なった傾向が認められる。すなわち、中東や太平洋島しょ国、中南米諸国では、決議③や決議⑤を除けば、決議への賛成が比較的多いのに対して、東アジア・南アジアやアフリカ諸国では、インドや南アフリカといったG20参加国を含め、一定数の国々が常に棄権や無投票(決議によって反対)に回っており、決議への賛成が比較的少なく、さらに中央アジアでは、決議への賛成が全く見られない状況であった97。

しかし、より詳細に各地域における国ごとの投票行動を見ると、地域ごとにまとまって行動しているというよりも、国によって投票行動に傾向があり、さらに投票理由を見ていくと、賛成した国々の中には、必ずしも決議に全面的に賛成しているわけではなく、むしろ批判的な見解もある。特に、ダブルスタンダードをめぐる欧米諸国への不信感は、決議に賛成する国にも根強く存在しているように思われる。また、棄権した国々の見解にも、国連憲章の原則の重要性といった総論には賛成しつつ、決議自体への賛否を示すことは避けるようなものから、事実上、決議には反対に近いスタンスのものまで見られるなど、賛成や棄権の中には様々なニュアンスが示されており、投票結果の数字のみでは読み取ることのできない部分も多いことが分かる。

⁹³ A/ES-11/PV. 16, p. 5.

⁹⁴ Ibid, pp. 7-8.

⁹⁵ Ibid, pp. 1-2.

⁹⁶ A/ES-11/PV. 19, pp. 8-9.

⁹⁷ もっとも、中央アジアの国際情勢への対応については、旧ソ連圏であることからロシアとの関係を重視しているというよりは、歴史的経緯からロシアとの政治的経済的な結びつきが強いことの帰結として、ロシアとの関係を重視しているように見えるだけであり、ロシアがそこまで支持されているわけではないとの指摘もなされている。(前掲注10、13~14頁)

このようなウクライナ情勢に関する国連総会決議をめぐるグローバル・サウスの対応は、 今後、日本がグローバル・サウスへの関与を強め、その支持を得ていく上で、各地域の動 向のみならず、各国外交の動向や日本との二国間関係を丹念にフォローしていくことが重 要であることを改めて示していると言えよう。

(ふじう しょうじ)